

速度取締り指針

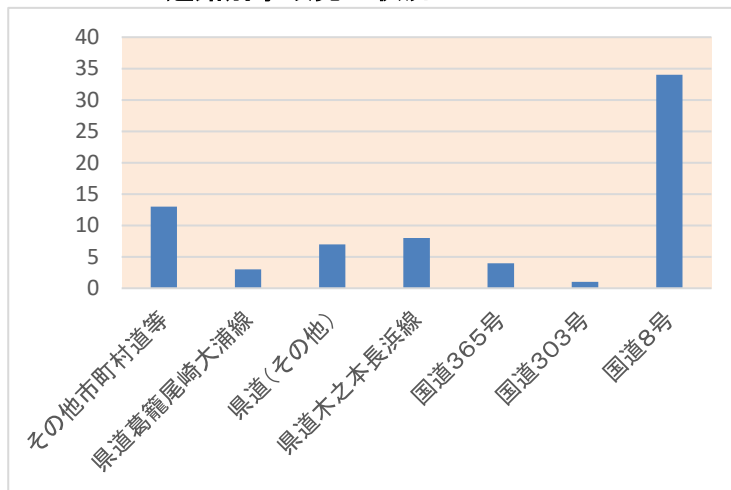
木之本警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間	区 域	規制速度
国道8号	9:00～18:00	西浅井町から福井県境	50km/h
国道303号		西浅井町、木之本町の山間部	
国道365号		余呉町から福井県境	
県道木之本長浜線		高月町内	

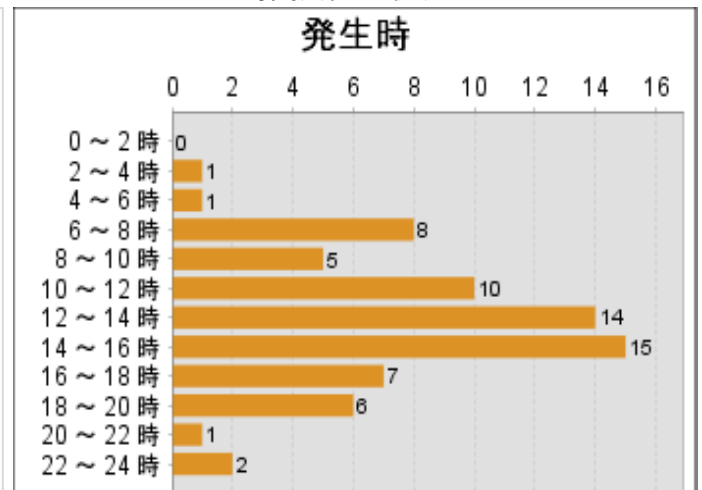
- ★ 住民要望を踏まえ、小学校児童及び子ども園園児の保護活動を強化し、通学時間帯等における通学路や子ども園周辺における可搬式オービスを活用した速度取締りを強化する。
- ★ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがある。

過去3年間に於ける管内の交通事故状況(人身事故)

道路別事故発生状況



時間別発生状況



- § 国道8号の事故は、高月町高月から木之本町木之本間での発生が多く、約半数は追突事故である。
- § 国道8号、国道303号、国道365号、湖岸道路(県道木之本長浜線)での交通事故の発生割合が高く、事故の一因としては、速度の超過が考えられる。
- § 午前9時から午後6時までの間の交通事故の発生が全体の約7割を占めている。

その他の交通取締り要点

- ★ 歩行者事故防止のため横断歩道における歩行者妨害の取締りや通学路における通行禁止違反の取締りを実施する。
- ★ 高月町、木之本町内の国道8号においては追突事故が多く発生していることから、シートベルト携帯電話使用等違反の取締りを強化する。
- ★ 重点路線以外の路線においても、パトカー等による取締り活動や、警戒活動を実施する。